

全建労発第30号
令和7年9月5日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 今 井 雅 則
(公印省略)

『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』の実施について

平素より本会の事業活動に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公益財団法人建設業福祉共済団より、別添のとおり建設業に従事する労働者の福祉の増進等を図る一環として、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を「建設共済保険加入促進月間」とし、各種PR活動を強化し加入促進活動を行う旨、本会に対し協力依頼がありました。

つきましては、加入促進月間の実施にあたり、建設共済保険の趣旨及び加入促進につきまして、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

建福共第 7-67 号

令和 7 年 9 月 2 日

一般社団法人 全国建設業協会

会長 今井 雅則 殿

公益財団法人 建設業福祉共済団

理事長 茂 木 繁



『建設共済保険（法定外労災補償）加入促進月間』実施について(お願い)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当団の事業運営につきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として建設共済保険の一層の普及を図るため、10月1日から11月30日までの2ヶ月間を建設共済保険加入促進月間とし、各種PR活動を強化して参ります。

建設共済保険は、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と労働災害の再発防止など労働災害の発生を起因として企業が負担する諸費用を補償する「諸費用補償保険金」で構成される法定外労災補償制度であり、併せて実施している「育英奨学事業」からは、被災者の子供に対する育英奨学金（業務上及び通勤災害により死亡、障害・傷病1～3級に該当した者の子を対象）も給付されます。

また、毎年の保険事業の決算（経常収支）における剰余金を原資とした「契約者割戻金制度」（令和6年度分実績：契約者割戻率28.52%）において令和7年度、8年度の支払いも確定していることから掛金負担の軽減が図られる等より充実した内容となっております。

今年度も各都道府県建設業協会の協力を得て、貴協会会員の加入率の引き上げ等を目指すとともに、既にご加入いただいている契約者はもとより、未加入の会員企業に対しましても保険金区分の「1,000万円プラス運動2.0」を提唱しながら「さらに新しくなった建設共済保険の10のポイント」に基づいて加入促進活動を展開して参りたいと存じます。

つきましては、この加入促進月間の実施に当たり、建設共済保険の趣旨の徹底並びに加入促進につきまして、各都道府県建設業協会の格別のご協力が得られますよう特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。